

令和7年度 秦荘中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

【1】いじめの防止等に関する基本姿勢

いじめは人権侵害の最たるものです。生徒が安心して学校生活・社会生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、全ての者がいじめの防止等の対策を進めなければなりません。いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、全ての者が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。加えて、社会の変化、生徒の価値観の変容の中で、いじめはどこにでも誰にでも起こりうるという危機感を持たなければなりません。

本校では、～いじめをしない、させない、見逃さない学校～ 『「命」「人権」の教育を基盤にした安心・安全な学校』づくりに取り組みます。

【2】いじめの防止のための取り組み

いじめの未然防止

いじめの防止には心の教育が不可欠です。愛荘町には「愛荘16年教育」の教育指針が掲げられています。すなわち「胎児が義務教育を終えるまでを人生の基礎」という視点に立って、教育のあり方を町民共通の理念、認識のもと、心のあり方にまで及んでいます。

そこで学校では、心の教育を押し進めるため、特に道德教育の推進、学校行事への取り組み、生徒会活動の活性化を進めていきます。具体的に「ふれ愛」は、ひとりひとりが心豊かで生き生きと楽しく学べる学校づくりに力を入れます。「学び愛」は、わかる授業、魅力ある授業を展開します。「育ち愛」は、問題行動、いじめ、不登校等の課題解決をめざす生徒指導を進めます。「支え愛」は、いじめや差別を絶対許さない人権教育の充実に努めます。「高め愛」は、教職員の研修と協力体制、日頃からの「報告」「連絡」「相談」を十分に行います。

いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処につながることは言うまでもありませんが、まわりの者が気づきにくく判断しにくい形で行われ、いじめられていても本人がそれを否定することが多々あることをふまえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知しなければなりません。具体的には、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や、学級担任・SCによる教育相談、学校支援員や保護者・地域からの情報収集等に努めていきます。また、生徒指導委員会を毎週開催し、いじめの視点をもって生徒の状況を共有、協議、対応に努めています。

いじめへの早期対応

いじめがあることが確認された場合、いじめ防止対策委員会を組織し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保した上で、情報を集め事実を確認し、その対応策を立て具体的ないじめ解消に向けた道筋をつけます。そして、いじめた生徒へ徹底した指導と支援を行います。その際、被害・加害の保護者には、「事実の報告」を行い、「解決に向けた学校の取り組み」について、理解と協力を求めています。

また、まわりの生徒には、いじめられた側からみれば観衆や傍観者も含めて周りの者みんなが加害者であるということを理解させ、いじめをなくすための行動がとれるように指導していきます。

いじめの中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察等に相談・通報する必要があります。

家庭との連携

家庭は、生徒の健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点です。しかし、昨今の科学技術の進歩、少子高齢化、核家族化、価値観の多様化、規範意識の低下により、子育てに不安をもつ保護者がふえ、地域では近隣の連帯感の希薄化がみられます。このことが生徒の基本的な生活習慣に大きな影響を与えています。本来、しつけの部分では家庭教育に任すところが大きいというものの、学校と家庭がタッグを組んでこれにあたらなければならない現状にあります。

そこで、学校から子育てに関する情報を各種通信やホームページまたはメール配信で紹介をしたり、学年・学級懇談会で、保護者同士が子育てを考える機会を提供したり、三者懇談、ＳＣによる保護者向け教育相談等を行います。

地域・関係機関との連携

地域の子どもは地域で育てることをモットーとし、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・関係機関との連携は大変重要です。例えば PTA や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議したり、学校支援地域本部事業や学校運営協議会を活用したりするなど、いじめの問題について対策を推進することが必要です。

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、都道府県私立学校主管部局等を想定）との適切な連携が必要であるので、平素から、関係機関との情報共有体制を構築していきます。

教育相談体制の充実

「生徒一人ひとりの内面的理解につとめ、悩みや葛藤の解決に向けて、受容的、共感的な支援を行う」「教育相談を通して、生徒や保護者との望ましい人間関係を築き、信頼関係を深める」を目的として、教育相談を行います。実際には、家庭訪問においての教職員と保護者との懇談、各学期末の個別懇談会、各学期の定期的な生徒への事前アンケートをもとに、個人相談を行います。これらの教育相談で得られた情報については、各学年また学校全体で共有化を図ります。

職員研修

いじめを含むすべての人権侵害にかかる事件・事象は、身近な生活の中に存在することを認識し、人権侵害を許さない態度や個々の命を大切にすることを育てるための研修を深めていきます。具体的には、年間校内研修の中に人権に係る研修、いじめ対策に係る研修、を取り上げると共に、本町主催のいじめ未然防止・体罰防止研修会等に参加することにより、教職員の資質向上を図ります。加えて、教職員のいじめへの対応のさらなる能力向上のため、PDCAサイクルをもって、より実行性の高い取り組みが実施できるよう研修を深めていきます。

【３】いじめ防止等の対策のための組織づくり

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、愛荘町教育委員会と本校の複数の教職員からなるいじめ対策委員会を組織します。必要に応じ、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、ＳＣ、警察関係、外部専門家等に相談しながら対応をしていきます。

【4】いじめ発生時の取組

1 いじめ発生時の組織的対応の流れ

- ① 発見 … 緊急時は発見者が即座に対応。被害生徒の安全確保。
管理職・生徒指導・担当学年部・担任に報告 → いじめ一報の作成
- ② 情報共有 … いじめ防止対策委員会（緊急）、生徒指導委員会、学年部
調査方法・分担の決定
- ③ 事実確認 … 生徒指導委員会、学年部 → 個別の聞き取り、アンケート調査、欠席状況等の確認
- ④ 方針決定 … いじめ・不登校防止対策委員会、生徒指導委員会、学年部
報告・事実関係の把握【いじめの認知】 → いじめ一報の提出
- ⑤ 指導・支援 … 担任、学年部、SC、SSW、生徒指導委員会
いじめ解消に向けた指導や支援
- ⑥ 再発防止の取組… 担任、学年部、SC、SSW、生徒指導委員会
・いじめられた生徒・保護者に対する支援を行う。
・いじめた生徒への指導とその保護者への助言を行う。
・いじめに関係した生徒全員に継続した情報収集を行。
- ⑦ 解消経過観察 … 担任、生徒指導委員会、いじめ防止対策委員会
3ヶ月を目安に状況確認 → 「いじめに係る行為は止んでいるか」
「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないか」
- ⑧ 保存・保管 … アンケート用紙等の関係文書およびデータを卒業後3年間保管する。

2 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは「いじめにより生徒の生命等、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」または「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（30日を目安）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の2つである。
- (2) 重大事態を認知した場合、直ちに教育委員会に発生の報告を行う。
- (3) 教育委員会の指導・支援のもと以下の対応にあたる。
 - ① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
 - ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ④ 調査結果を学校の設置者に報告する。
 - ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

【5】ネットいじめの対応

1 基本的な考え方

生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに諸葛警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ◎ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ◎ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求める。
- ◎ 必要に応じて法務局・地方法務局など関係機関の協力を求める。
- ◎ 学校における情報モラル教育を進める。
- ◎ 保護者においても使用状況について十分注意を払うよう理解を求めていく。

2 ネットいじめの問題点

- ① 不特定多数の者から、誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、匿名性が高いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② 安易な書き込みが行われた結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、個人情報 や画像がネット上に流出し、それらが悪用されやすい。
- ④ 身近な大人が、生徒の携帯端末やインターネットの利用の実態を十分に把握しにくく、『ネット上のいじめ』を発見することが難しいため、その実態を把握し対策を講じることが困難である。

3 ネットいじめの未然防止・早期発見

- ① 教職員の日頃の情報交換
- ② 生徒のサインや情報をキャッチする。
- ③ 情報モラル教育の充実
- ④ 保護者と連携した啓発活動
- ⑤ 教育相談の充実

4 ネットいじめの具体的対応

- ① 指導のポイント
 - 指導にあたっては基本的には他のいじめ事案と同様の取り扱いとする。
 - 事実であっても誹謗中傷を書き込むことは、決して許される行為ではないこと。
 - 匿名で書き込みをしても、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ② 生徒への対応
 - 被害生徒に対してきめ細やかなケアを行い、いじめられた生徒を守り通すことが重要。
 - 加害生徒自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に 調べるなど適切な対応をする。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導を行う。
 - 個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。
- ③ 保護者への対応

迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。書き込みや画像の削除等の具体的な対応方法を助言し、協力して取り組む。
- ④ 書き込みのサイトへの削除依頼（原則、被害保護者が主体で対応する）

サイトを確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。必要に応じて相談機関や専門機関との連携も検討する。
- ⑤ 侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト

<当該児童生徒に関する情報>

学校名： 学年： 性別： 年齢：

1 いじめ重大事態の発生から調査開始		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	(2号事案の場合) 欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、 重大事態に至るよりも相当前の段階 から教育委員会への報告相談を行い、 情報を共有するとともに準備作業 に取り組む	● 基本方針32頁 ● ガイドライン4頁 ● 不登校重大事態指針2頁	
2	学校から教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告 ※2号重大事態は、7日以内に行うことが望ましい ※R5.3.10付け事務連絡に基づいて、教育委員会を通じて様式1の文部科学省への提出	● 法第30条第1項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン5頁 ● 不登校重大事態指針3頁	
3	教育委員会事務局から教育委員への報告 ※教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集する	● 不登校重大事態指針3頁 (1号事案についても同様の対応をとることが望ましい)	
4	教育委員会が調査主体、どのような調査組織とするか判断 ※公平性中立性が確保された調査組織とすること ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は調査の実施及び情報の提供等について必要な指導及び支援を行う	● 法第28条第3項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン6頁 ● 不登校重大事態指針4頁	
5	被害児童生徒及び保護者に対する調査方針の説明等 ※重大事態調査の目的、調査主体(組織の構成、人選)、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について調査を開始する前に被害児童生徒・保護者に丁寧に説明を行う	● ガイドライン7～10頁 ● 不登校重大事態指針9頁	
6	加害児童生徒・保護者への調査方針の説明等	● ガイドライン9頁 ● 不登校重大事態指針9頁	
7	学校から教育委員会を通じて文部科学省への重大事態調査開始報告 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく様式2の提出	—	
2 重大事態調査の実施		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施 ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は必要な指導及び支援を行う	● 法第28条第1項、第3項 ● 基本方針35～38頁 ● ガイドライン6、10～12頁 ● 不登校重大事態指針5～7頁	

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト

3 重大事態調査結果の説明・報告		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	被害児童生徒及び保護者に対する調査結果の説明を実施 ※個人情報保護法等に留意しつつ説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供や説明を怠ることはあってはならない ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う	● 法第28条第2項、第3項 ● 基本方針38～39頁 ● ガイドライン12～13頁 ● 不登校重大事態指針9頁	
2	地方公共団体の長への報告にあたり、被害児童生徒・保護者は調査結果に係る所見をまとめた 文書を添えることができる旨 を説明すること	● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針9頁	
3	被害児童生徒等に説明した方針に沿って 加害児童生徒・保護者に対する情報提供、説明	● ガイドライン13頁 ● 不登校重大事態指針9頁	
4	地方公共団体の長へ調査結果の報告・説明及び教育委員会会議において議題として取り扱うこと ※総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること	● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針10頁	
5	地方公共団体の長は、調査結果の報告を踏まえ、再調査の実施の要否を判断 ※適宜、本チェックリストの①～④に沿って対応 ※地方公共団体の長は、再調査を実施した場合は、その結果を議会に報告すること	● 法第30条第2項～第5項 ● 基本方針39～41頁 ● ガイドライン15頁 ● 不登校重大事態指針10頁	
6	教育委員会を通じて文部科学省に重大事態調査結果報告書の提出 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく重大事態調査報告書の提出	—	
4 重大事態調査結果の公表検討		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	調査結果の公表の要否を判断 ※特段の支障がなければ公表することが望ましい	● ガイドライン13～14頁	
2	調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容 を被害児童生徒・保護者と確認	● ガイドライン13～14頁	
3	報道機関等の外部に公表する場合 、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、 事前に調査結果を報告	● ガイドライン13～14頁	

学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト（教職員用）

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返り、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

1 いじめの防止のための取組

項目		チェック			
授業づくり 学校づくり・ 生徒理解	生徒が規律正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4	3	2	1
	全ての生徒が参加できる授業づくりに努めている	4	3	2	1
		4	3	2	1
		4	3	2	1
生徒理解 集団づくり・ 生徒指導	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4	3	2	1
	生徒理解や人間関係の把握に努めるとともに、生徒一人一人と会話するよう心がけている	4	3	2	1
		4	3	2	1
		4	3	2	1
授業づくり 学校づくり・ 生徒理解	生徒指導の視点を大切に授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	4	3	2	1
	生徒が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4	3	2	1
		4	3	2	1
		4	3	2	1
資質能力向上 教職員の いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	教師の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4	3	2	1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4	3	2	1
		4	3	2	1

2 いじめの早期発見、早期対応等

項目		チェック			
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、生徒の実態把握に努めている	4	3	2	1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4	3	2	1
	生徒の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4	3	2	1
		4	3	2	1
いじめの対応等	被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4	3	2	1
	加害生徒への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4	3	2	1
		4	3	2	1

3 家庭や地域との関係団体等との連携促進

項目	チェック			
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている	4	3	2	1
生徒の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている	4	3	2	1
P T A活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている	4	3	2	1
	4	3	2	1

4 取組全体を通しての成果や課題、改善点などについてお書きください。